火山防災対策事業（火山防災シンポジウム）　資料４

【実施内容（案）】
火山防災シンポジウムの開催
・ 有識者による火山防災に関する講話

【実施時期】
令和８年８月下旬の休日
※火山防災の日（８月２６日）周辺を予定

【実施会場】
調整中
※令和６年度は吾妻山、令和７年度は安達太良山をメインテーマに開催したため、令和８年度は磐梯山をメインテーマに、磐梯山の市町村で開催。

【実施根拠】
活火山法第三十七条
１　国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、火山防災の日を設ける。
２　火山防災の日は、八月二十六日とする。
３　国及び地方公共団体は、火山防災の日には、防災訓練その他のその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。